# 漁業の許可及び取締り等に関する省令 （昭和三十八年農林省令第五号）

## 第一章　総則

#### 第一条

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

* 一  
  中西部太平洋条約海域  
    
    
  西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条１に規定する条約区域をいう。
* 二  
  東部太平洋条約海域  
    
    
  千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）第三条に規定する条約水域をいう。
* 三  
  インド洋協定海域  
    
    
  インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する区域をいう。
* 四  
  大西洋条約海域  
    
    
  大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する条約区域をいう。
* 五  
  北西大西洋条約海域  
    
    
  北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約第一条１に規定する条約区域をいう。

##### ２

この省令の適用については、次の各号に掲げる海域は、それぞれ当該各号に定める海域に含まれるものとする。

* 一  
  ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、フィリピン海、南シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域  
    
    
  太平洋の海域
* 二  
  マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラッカディブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域  
    
    
  インド洋の海域
* 三  
  アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、バフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域  
    
    
  大西洋の海域

## 第二章　大臣許可漁業

### 第一節　通則

#### 第二条（大臣許可漁業の種類）

漁業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

* 一  
  沖合底びき網漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船（法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）により底びき網を使用して行う漁業
* 二  
  以西底びき網漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
* 三  
  遠洋底びき網漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
* 四  
  東シナ海はえ縄漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）
* 五  
  大西洋等はえ縄等漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄、底刺し網又はかごを使用して行う漁業（第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業を除く。）
* 六  
  太平洋底刺し網等漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄又は底刺し網を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）
* 七  
  大中型まき網漁業  
    
    
  総トン数四十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数十五トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業
* 八  
  基地式捕鯨業  
    
    
  動力漁船によりもりづつを使用して鯨をとる漁業（次号に掲げるものを除く。）
* 九  
  母船式捕鯨業  
    
    
  製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となって行う漁業であって、もりづつを使用して鯨をとるもの
* 十  
  かじき等流し網漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業
* 十一  
  東シナ海等かじき等流し網漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
* 十二  
  かつお・まぐろ漁業  
    
    
  総トン数十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業
* 十三  
  中型さけ・ます流し網漁業  
    
    
  総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業
* 十四  
  北太平洋さんま漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
* 十五  
  ずわいがに漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄各号に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業（次に掲げるものを除く。）
* 十六  
  日本海べにずわいがに漁業  
    
    
  別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業
* 十七  
  いか釣り漁業  
    
    
  総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

#### 第三条（許可の申請）

法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

* 一  
  漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）による漁船の登録の謄本
* 二  
  船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査証書の写し
* 三  
  申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面
* 四  
  申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類
* 五  
  二人以上が共同して申請する場合には、当該漁業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面
* 六  
  法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
* 七  
  申請に係る船舶が、法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類
* 八  
  申請が法第四十五条の規定によってする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

##### ２

農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

##### ３

許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。

#### 第四条（起業の認可の申請）

法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

* 一  
  別記様式第二号による船舶件名書
* 二  
  前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類
* 三  
  申請が法第四十五条の規定によってする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

##### ２

農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第五条（許可の申請後船舶が滅失し、又は沈没した場合）

許可の申請をした後に、当該申請に係る船舶が滅失し、又は沈没した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

##### ２

前項の場合において、当該申請が法第四十二条第一項の申請すべき期間内にしたものであるときは、当該申請は、同項の規定による起業の認可の申請とみなす。

##### ３

第一項の場合において、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであるときは、当該申請は、同条第三号の規定による起業の認可の申請とみなす。

##### ４

前項の規定にかかわらず、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであって、当該申請をした者が、当該申請をした後に同条第三号の規定により他の船舶について許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の船舶についてしたものとみなす。

##### ５

前項の場合において、当該申請は、法第四十五条第一号の規定の適用については、許可を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。

#### 第六条（許可等の申請後申請者が死亡し、解散し、又は分割をした場合）

許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

##### ２

前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### 第七条（制限措置）

法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数
* 二  
  操業区域
* 三  
  漁業時期
* 四  
  漁具の種類その他の漁業の方法

#### 第八条（許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る特別の事情）

法第四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなった大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をするとすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

#### 第九条（許可の有効期間）

法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

#### 第十条（変更の許可の申請）

法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

* 一  
  申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
* 二  
  大臣許可漁業の種類
* 三  
  法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称
* 四  
  法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号
* 五  
  変更の内容
* 六  
  変更の理由

##### ２

農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第十一条（起業の認可の変更の許可）

起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

##### ２

前条の規定は、前項の許可について準用する。

#### 第十二条（相続又は法人の合併若しくは分割の届出）

法第四十八条第一項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあったことを証する書面を添えなければならない。

#### 第十三条（休業期間の制限）

法第五十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。

#### 第十四条（資源管理の状況等の報告）

法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

##### ２

法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
* 二  
  許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報
* 三  
  許可番号
* 四  
  報告の対象となる期間
* 五  
  漁獲量その他の漁業生産の実績
* 六  
  漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
* 七  
  資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
* 八  
  財務の状況
* 九  
  その他必要な事項

##### ３

第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

#### 第十五条（電子機器の備付け命令等）

法第五十二条第二項の農林水産省令で定める電子機器は、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。）とする。

* 一  
  許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
* 二  
  次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
* 三  
  前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

##### ２

法第五十二条第二項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

#### 第十六条（許可証の様式）

法第五十六条第一項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第三号による。

#### 第十七条（許可証の書換え交付の申請）

許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（第十九条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

##### ２

前項の申請が船名又は船舶の総トン数の変更に係るものである場合には、漁船法による漁船の登録の謄本又は船舶安全法に基づく船舶検査証書の写しを添えなければならない。

#### 第十八条（許可証の再交付の申請）

許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

#### 第十九条（許可証の書換え交付及び再交付）

農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

* 一  
  第十七条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。
* 二  
  法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
* 三  
  法第四十七条の許可（船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
* 四  
  法第四十八条第二項の規定による届出があったとき。
* 五  
  法第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。
* 六  
  この省令の規定によりその変更につき農林水産大臣の許可を要する事項が許可証の記載事項となつている場合において、当該許可をしたとき。

#### 第二十条（許可証の返納）

許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。  
前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

##### ２

前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### 第二十一条（許可証の備付け義務）

許可を受けた者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けなければならない。

#### 第二十二条（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）

許可を受けた者（母船式捕鯨業、かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部に別表第三に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

##### ２

許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

#### 第二十三条（操業制限）

許可を受けた者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第四の上欄に掲げる大臣許可漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営んではならない。

#### 第二十四条（漁獲物等の陸揚港の制限）

許可を受けた者は、漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該大臣許可漁業の漁獲物又はその製品（第四十七条の規定による許可を受けて輸送される漁獲物又はその製品を含む。以下この条において「漁獲物等」という。）の陸揚港を指定し、又は当該告示において定める漁獲物等の陸揚港のうちの一若しくは二以上を選定すべきことを定めた場合には、当該指定又は選定に係る陸揚港以外の地に当該大臣許可漁業の漁獲物等の陸揚げをしてはならない。  
ただし、あらかじめ農林水産大臣の許可を受けたとき、又は暴風雨その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

##### ２

許可を受けた者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。  
これを変更した場合も、同様とする。

#### 第二十五条（位置等の報告義務）

許可に係る船舶の船長は、汎地球測位システムに係る端末の使用その他の方法により常にその位置を明らかにしておかなければならない。

##### ２

許可に係る船舶の船長は、この省令に定めがある場合のほか、農林水産大臣が大臣許可漁業につき漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定め、又は農林水産大臣若しくは漁業監督官が、漁業調整上必要と認めてインターネットの利用その他の適切な方法による報告を要求した場合には、当該定め又は要求に従って報告しなければならない。

#### 第二十六条（操業日誌）

許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならない。

##### ２

大臣許可漁業（大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

##### ３

第一項の操業日誌に第十四条第二項第一号から第六号までに掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項については、当該操業日誌又はその写しの提出をもって同条第一項の報告書を提出したものとみなす。

### 第二節　沖合底びき網漁業

#### 第二十七条

沖合底びき網漁業の許可を受けた者は、次に掲げる場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。

* 一  
  日本国内の港（第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合には、当該指定され又は選定した陸揚港に限る。）内において転載する場合
* 二  
  当該漁業の許可を受けた他の船舶に転載する場合（第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合を除く。）
* 三  
  船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合
* 四  
  農林水産大臣が当該漁獲物又はその製品の鮮度の保持のため必要があると認めてあらかじめ許可した場合

### 第三節　以西底びき網漁業

#### 第二十八条

前条（第二号括弧書を除く。）の規定は、以西底びき網漁業について準用する。

### 第四節　遠洋底びき網漁業

#### 第二十九条（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）

遠洋底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶」という。）の船体の両げん側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。

#### 第三十条（漁具又は漁ろう装置の格納等）

遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあっては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条、第三十二条（第三十三条において準用する場合を含む。）及び第百六条において同じ。）を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。  
ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

### 第五節　東シナ海はえ縄漁業

#### 第三十一条

東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

### 第六節　大西洋等はえ縄等漁業

#### 第三十二条

大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。  
ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

### 第七節　太平洋底刺し網等漁業

#### 第三十三条

前条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

### 第八節　大中型まき網漁業

#### 第三十四条（国際信号書の備付け義務）

大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けなければならない。

#### 第三十五条（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「ＪＰ―」を付したもの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

#### 第三十六条（聴守義務）

許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては常時二千百八十二キロヘルツ又は百五十六・八メガヘルツの周波数で聴守をしなければならない。

#### 第三十七条（漁具又は漁ろう装置の格納等）

許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海（大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。）又は中西部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあつては別表第五の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。  
ただし、いずれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該許可に係る当該条約締約国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

#### 第三十八条（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条４に規定するオブザーバー（以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という。）を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならない。

##### ２

農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

##### ３

第一項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

##### ４

中西部太平洋オブザーバーは、中西部太平洋条約で定める範囲内で、まぐろ類等地域漁業管理機関（まぐろ類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関をいう。以下同じ。）であつて中西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することその他の措置を行うものとする。

#### 第三十九条（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

#### 第四十条（運搬船の届出）

大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

* 一  
  運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
* 二  
  運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
* 三  
  運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

##### ２

大中型まき網漁業者は、前項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### 第四十一条（火船等の届出）

大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第五号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

* 一  
  火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
* 二  
  火船又は魚探船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
* 三  
  火船又は魚探船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

##### ２

大中型まき網漁業者は、前項の火船等届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### 第四十二条（陸揚げ又は転載の届出）

大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

* 一  
  当該陸揚げ又は転載の年月日
* 二  
  当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域
* 三  
  当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量
* 四  
  当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

##### ２

大中型まき網漁業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### 第四十三条（いとまきえい科又はさめの販売の禁止）

大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ（よごれ及びくろとがりざめに限る。以下この条において同じ。）を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。

### 第九節　基地式捕鯨業

#### 第四十四条（捕獲の制限）

基地式捕鯨業の許可を受けた者（以下「基地式捕鯨業者」という。）は、乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

#### 第四十五条（鯨体処理場の使用の許可等）

基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。  
これを変更する場合も、同様とする。

##### ２

基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

##### ３

基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

##### ４

第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

#### 第四十六条（捕獲鯨の表示及び報告）

基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

##### ２

基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

* 一  
  捕獲の日時及び位置
* 二  
  鯨の種類
* 三  
  尾羽に表示した番号

### 第十節　母船式捕鯨業

#### 第四十七条（母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送制限）

母船式捕鯨業の許可を受けた者（以下「母船式捕鯨業者」という。）は、当該母船式捕鯨業の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によって当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

#### 第四十八条（捕獲の制限）

母船式捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

#### 第四十九条（捕獲鯨の表示及び報告）

母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

##### ２

母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の母船の船長に報告しなければならない。

* 一  
  捕獲の日時及び位置
* 二  
  鯨の種類
* 三  
  尾羽に表示した番号

#### 第五十条

母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

* 一  
  処理開始の日時
* 二  
  体長
* 三  
  性別
* 四  
  乳分泌の有無
* 五  
  胎児の性別及び体長
* 六  
  この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

##### ２

前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行な上あごの先端（まっこう鯨にあっては、頭の最先端）から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

### 第十一節　かじき等流し網漁業

#### 第五十一条（船舶の塗装）

かじき等流し網漁業の許可を受けた者（以下この節において「かじき等流し網漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

#### 第五十二条（浮標の標識等）

かじき等流し網漁業者は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上一・五メートル（別記様式第六号による標識については、浮標の表面から二メートル）以上の高さに掲げなければならない。

* 一  
  両端部の浮標  
    
    
  昼間にあっては別記様式第六号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板
* 二  
  中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標  
    
    
  昼間にあっては別記様式第六号による標識、夜間にあっては白色の灯火

##### ２

前項各号の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

#### 第五十三条（さめの魚体の所持等の制限）

かじき等流し網漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。  
ただし、当該かじき等流し網漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

* 一  
  当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
* 二  
  当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

#### 第五十四条（漁具の制限）

かじき等流し網漁業者は、網目十五センチメートル以下の流し網を使用してはならない。

##### ２

かじき等流し網漁業者は、当該漁業に使用するために当該漁業に係る船舶に流し網を積み込む場合には、その長さ（仕立上がりの状態における浮子綱の長さをいう。）の合計が当該船舶ごとに三十キロメートルを超えてはならない。

##### ３

かじき等流し網漁業者は、二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

### 第十二節　東シナ海等かじき等流し網漁業

#### 第五十五条

第三十一条、第五十一条、第五十二条及び前条の規定は、東シナ海等かじき等流し網漁業について準用する。

### 第十三節　かつお・まぐろ漁業

#### 第五十六条（塗装しない船舶の使用禁止）

かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（以下「かつお・まぐろ漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋を、別表第七の上欄に掲げる船舶の総トン数ごと及び同表の中欄に掲げる海域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる色（当該色の表示の方法が定められている場合にあっては、当該色及びその方法）で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

##### ２

かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした塗装を消さなければならない。

#### 第五十七条（漁具の制限）

かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

#### 第五十八条（採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの表示）

かつお・まぐろ漁業者は、大西洋くろまぐろ（大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下同じ。）又はみなみまぐろを採捕したときは、その都度、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに当該採捕に係る船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示しなければならない。

##### ２

かつお・まぐろ漁業者は、採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを陸揚げするまでの間は、前項の規定により当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに表示された信号符字若しくは番号を抹消し、又は除去し、その他当該信号符字若しくは番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

#### 第五十九条（漁獲物等の転載制限）

かつお・まぐろ漁業者は、第二十七条各号（総トン数百二十トン未満の動力漁船を使用する者にあっては、第二号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。  
ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であって、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

#### 第六十条（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

#### 第六十一条（陸揚げ又は転載の届出）

かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

* 一  
  当該陸揚げ又は転載の年月日
* 二  
  当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域
* 三  
  当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品が大西洋くろまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項
* 四  
  当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項
* 五  
  当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろ以外である場合にあっては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量
* 六  
  当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号
* 七  
  当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字

##### ２

かつお・まぐろ漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### 第六十二条（さめの魚体の所持等の制限）

かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。  
ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

* 一  
  当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
* 二  
  当該さめ（インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの（インド洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。）に限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。  
  ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。
* 三  
  当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものを陸揚げすること。

#### 第六十三条（準用規定）

第三十四条から第三十八条までの規定は、かつお・まぐろ漁業に準用する。  
この場合において、第三十四条中「当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）」とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

### 第十四節　中型さけ・ます流し網漁業

#### 第六十四条（塗装しない船舶の使用禁止）

中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者（以下「中型さけ・ます流し網漁業者」という。）であつて、太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を当該許可において操業区域の全部又は一部とするものは、当該許可に係る船舶の船橋（船橋楼がある場合には、船橋楼。以下この項において同じ。）及び船橋と同一の甲板上にあるげんしようの外面のうちその下端から五十センチメートル上方に至る帯状の部分を赤色で、その他の満載状態における喫水線上の船体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

##### ２

第五十六条第二項の規定は、中型さけ・ます流し網漁業に準用する。

#### 第六十五条（許可番号を表示しない流し網の使用禁止）

中型さけ・ます流し網漁業者は、その浮標に当該許可に係る許可番号を明瞭に表示した流し網以外の流し網を当該漁業に使用してはならない。

#### 第六十六条（漁獲物等の転載制限）

中型さけ・ます流し網漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。  
ただし、船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

### 第十五節　日本海べにずわいがに漁業

#### 第六十七条（塗装しない船舶の使用禁止）

日本海べにずわいがに漁業の許可を受けた者（以下「日本海べにずわいがに漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を各二十センチメートルの幅で帯状に赤色及び青色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

##### ２

第五十六条第二項の規定は、日本海べにずわいがに漁業に準用する。

#### 第六十八条（一定の漁具の使用禁止）

日本海べにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。

* 一  
  各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号（以下この条において「連番号」という。）を表示した縦十八センチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。
* 二  
  各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

#### 第六十九条（一定の浮標の使用禁止）

日本海べにずわいがに漁業者は、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

## 第三章　知事許可漁業

### 第一節　総則

#### 第七十条（知事許可漁業の種類）

法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

* 一  
  中型まき網漁業  
    
    
  総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業
* 二  
  小型機船底びき網漁業  
    
    
  総トン数十五トン（別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン）未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
* 三  
  瀬戸内海機船船びき網漁業  
    
    
  瀬戸内海（法第百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいう。
* 四  
  小型さけ・ます流し網漁業  
    
    
  総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

#### 第七十一条（農林水産大臣が定めることができるその他の事項）

法第五十七条第七項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計総トン数
* 二  
  当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計馬力数の最高限度
* 三  
  農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の総トン数
* 四  
  農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度

### 第二節　小型機船底びき網漁業

#### 第七十二条（小型機船底びき網漁業の種類）

第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

* 一  
  手繰第一種漁業  
    
    
  網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業
* 二  
  手繰第二種漁業  
    
    
  ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業
* 三  
  手繰第三種漁業  
    
    
  桁を有する網具を使用して行う手繰漁業
* 四  
  打瀬漁業
* 五  
  その他の小型機船底びき網漁業  
    
    
  前各号に掲げるもの以外の小型機船底びき網漁業

##### ２

前項各号に掲げる小型機船底びき網漁業の地方名称を付する必要がある場合には、都道府県知事が指定する名称による。

#### 第七十三条（禁止海域又は禁止期間）

小型機船底びき網漁業は、農林水産大臣が海域又は期間を定めたときは、当該海域又は期間内においては、営んではならない。  
ただし、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権の目的となっている水産動植物を当該共同漁業権若しくは区画漁業権又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

##### ２

農林水産大臣は、前項の規定により禁止海域又は禁止期間を定めたときはこれを告示する。

#### 第七十四条

農林水産大臣が指定する海域においては、農林水産大臣が指定する種類の小型機船底びき網漁業は、営んではならない。

##### ２

前項の指定については、前条第二項の規定を準用する。

#### 第七十五条（禁止漁法又は禁止漁具）

二そうびき小型機船底びき網漁業は、営んではならない。  
ただし、農林水産大臣の指定するものについては、この限りでない。

##### ２

小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えた桁又は網口開口板を使用して営んではならない。  
ただし、農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業であってその指定する海域及び期間内において営むものについては、この限りでない。

##### ３

第一項ただし書及び前項ただし書の指定については、第七十三条第二項の規定を準用する。

### 第三節　小型さけ・ます流し網漁業

#### 第七十六条

第七十条第四号に掲げる小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道檜山郡と松前郡との最大高潮時海岸線における境界点から松前郡小島灯台中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。以下この条において同じ。）に係るものの許可を受けた者（次項において「日本海小型さけ・ます流し網漁業者」という。）は、毎年三月十日から六月二十五日まで（政府間の取決めを実施するため必要がある場合その他特別の事由がある場合において、農林水産大臣が操業の最終日を定めて告示したときは、その日まで）の期間内でなければ、日本海の海域において、当該漁業を営んではならない。

##### ２

日本海小型さけ・ます流し網漁業者は、日本海の海域において当該漁業を営むために流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が当該許可に係る船舶ごとに十二キロメートルを超えないようにしなければならない。

## 第四章　届出漁業

#### 第七十七条（漁業の届出）

次に掲げる漁業（以下「届出漁業」という。）を営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が告示で定める様式による届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

* 一  
  沿岸まぐろはえ縄漁業  
    
    
  別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業
* 二  
  小型するめいか釣り漁業  
    
    
  別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業
* 三  
  暫定措置水域沿岸漁業等  
    
    
  別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において動力漁船により行う漁業（次に掲げるものを除く。）

##### ２

前項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

* 一  
  船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
* 二  
  届出に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

##### ３

第一項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。  
この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

##### ４

農林水産大臣は、第一項又は前項の規定による届出をした者に対し、必要な事項に関し、書面又は口頭による報告を求めることができる。

#### 第七十八条（漁獲成績報告書等）

前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る漁業の漁獲成績報告書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の漁獲成績報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

#### 第七十九条（船舶の塗装）

別表第九の暫定措置水域沿岸漁業等の項の第三号に掲げる海域において届出漁業を営む者は、当該漁業に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

#### 第八十条（沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具の制限）

沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

#### 第八十一条（さめの魚体の所持等の制限）

沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。  
ただし、当該沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

* 一  
  当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
* 二  
  当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

#### 第八十二条（操業制限）

届出漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第十の上欄に掲げる届出漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該届出漁業を営んではならない。

## 第五章　漁業調整に関するその他の措置

#### 第八十三条（かじき等流し網漁業の禁止）

何人も、別表第十一に掲げる海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を営んではならない。

#### 第八十四条（さけ・ます漁業の禁止）

何人も、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさけ又はますをとることを目的とする漁業（中型さけ・ます流し網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業を除く。）を営んではならない。  
ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて営む場合又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。

#### 第八十五条（さんま漁業の禁止）

何人も、北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさんまをとることを目的とする漁業（北太平洋さんま漁業を除く。）を営んではならない。

#### 第八十六条（いか流し網漁業の禁止）

何人も、動力漁船により流し網を使用していかをとることを目的とする漁業を営んではならない。

#### 第八十七条（べにずわいがに漁業の禁止）

何人も、別表第一の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、動力漁船によりべにずわいがにをとることを目的とする漁業（日本海べにずわいがに漁業を除く。）を営んではならない。

#### 第八十八条（水産動植物の採捕の禁止）

何人も、別表第十二の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

##### ２

前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

#### 第八十九条

削除

#### 第九十条（あざらし及びおつとせいの猟獲の禁止）

南緯六十度の線以南の海域においては、農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし及びおつとせいを猟獲してはならない。  
ただし、農林水産大臣が南極のあざらしの保存に関する条約の実施上支障がないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

#### 第九十一条（ひげ鯨等の捕獲等の禁止）

基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまっこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。  
ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であって農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

##### ２

前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲（混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。）した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

* 一  
  捕獲の日時及び場所
* 二  
  鯨の種類
* 三  
  漁業の種類及び免許番号又は許可番号（ひげ鯨等を混獲した場合に限る。）
* 四  
  処理を開始した日時及び場所
* 五  
  体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長

##### ３

第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。  
その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

#### 第九十二条（捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限）

前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者（以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。）は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがない場所以外の場所において、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

##### ２

ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なＤＮＡ分析（ＤＮＡの塩基配列の解析であって、当該ひげ鯨等の個体を特定させるＤＮＡの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。  
ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

##### ３

ひげ鯨等を捕獲した者は、前項の規定によりＤＮＡ分析を行つたときは、農林水産大臣が別に定めて告示する様式により、遅滞なく、当該ひげ鯨等の処理状況を報告しなければならない。

##### ４

前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してＤＮＡ分析を行わなかった者について準用する。  
この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二条第二項の規定によるＤＮＡ分析を行っていない当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

#### 第九十三条（歯鯨の捕獲の禁止）

基地式捕鯨業者以外の者は、歯鯨（まっこう鯨を除く。以下この条において同じ。）を捕獲してはならない。  
ただし、歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらりいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。

#### 第九十四条（特定の鯨の捕獲の禁止）

何人も、第九十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、別表第十三の上欄に掲げる鯨を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

##### ２

前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

#### 第九十五条（高度回遊性魚類資源の採捕の禁止）

中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条３の規定により同条約を適用することとされている魚種であって農林水産大臣が別に定めて告示するもの（以下「高度回遊性魚類資源」という。）を採捕してはならない。  
ただし、大中型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、この限りでない。

##### ２

前項の規定に違反して高度回遊性魚類資源を採捕した者は、当該高度回遊性魚類資源又はその製品を所持し、又は販売してはならない。

#### 第九十六条（大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕等の禁止）

何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

##### ２

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

* 一  
  漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合
* 二  
  大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当て又はみなみまぐろの保存のための条約の締結国たる外国等に対する割当てを受けて当該割当ての範囲内において採捕する場合

##### ３

第二十四条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第一項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもって所持し、若しくは加工してはならない。  
その情を知ってこれを譲り受けた者も、同様とする。

#### 第九十七条（運搬船の届出）

別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。）の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

* 一  
  運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
* 二  
  運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
* 三  
  運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

##### ２

前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

#### 第九十八条（まぐろ又はかじきの採捕の制限）

南緯五十五度の線、西経百五十度の線、次に掲げる線から成る線及び西経二十度の線により囲まれた海域並びに大西洋条約海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてまぐろ又はかじきの採捕に従事してはならない。

* 一  
  東経百八十度以東の南緯三十五度の線
* 二  
  次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線
* 三  
  東経九十五度以西の南緯三十度の線

#### 第九十九条（無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止）

漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項若しくは第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶（以下「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という。）において専らさけ又はますをとる流し網又ははえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

##### ２

前項の区域及び期間は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。  
ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。

#### 第百条（さけ又はますの採捕の制限）

赤道以北の太平洋の海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてさけ又はますの採捕に従事してはならない。

#### 第百一条（ずわいがにの採捕の制限等）

別表第一のずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、ずわいがにの未成熟がに（腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル（別表第十四の上欄に掲げるＥ海域にあっては、甲幅八センチメートル）未満の雄がにをいう。次項において同じ。）は、採捕してはならない。

##### ２

別表第十四の上欄に掲げる海域においては、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、ずわいがにの成熟がに（未成熟がに以外のかにをいう。）は、採捕してはならない。

##### ３

漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、第一項の規定に違反して採捕されたずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

#### 第百二条（べにずわいがにの採捕等の禁止）

雌及び甲幅九センチメートル以下の雄のべにずわいがには、採捕してはならない。

##### ２

漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、前項の規定に違反して採捕されたべにずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

## 第六章　雑則

#### 第百三条（停船命令）

漁業監督官は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

##### ２

前項の規定による停船命令は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

* 一  
  別記様式第八号による信号旗Ｌを掲げること。
* 二  
  サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。
* 三  
  投光器によりＬの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

##### ３

前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

#### 第百四条（船長等の乗組み禁止命令）

農林水産大臣は、漁業者その他水産動植物を採捕する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）に対し、当該違反に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

##### ２

農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

##### ３

第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

#### 第百五条（漁業監督官の乗船）

漁業監督官は、その職務を行うため必要があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。

#### 第百六条（外国の法令の遵守）

大臣許可漁業の許可を受けた者は、外国の領海又は排他的経済水域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

##### ２

別表第五の下欄に掲げる者（大臣許可漁業の許可を受けた者を除く。）は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

#### 第百七条（外国周辺の海域における船舶の立入禁止）

外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入ってはならない。

#### 第百八条（外国周辺の海域における操業等の禁止命令）

農林水産大臣は、漁業者が前条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要な限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止することができる。

##### ２

農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

##### ３

第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

#### 第百九条（鯨体処理場）

鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者は、鯨体処理場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

##### ２

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

* 一  
  申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
* 二  
  鯨体処理場の名称
* 三  
  鯨体処理場の設置場所
* 四  
  第四十六条第二項の規定による報告を受ける連絡先

##### ３

前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

* 一  
  第一項の許可を受けようとする者が個人である場合  
    
    
  次に掲げる書類
* 二  
  第一項の許可を受けようとする者が法人である場合  
    
    
  次に掲げる書類

#### 第百十条（鯨体処理場の条件）

鯨体処理場は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

* 一  
  水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。
* 二  
  第四十六条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

#### 第百十一条（変更命令等）

農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件を満たさなくなったときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者（以下「鯨体処理場設置者」という。）に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。

#### 第百十二条（許可の取消し等）

農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第百九条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることができる。

* 一  
  当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。
* 二  
  鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。
* 三  
  鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

##### ２

農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

##### ３

第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

#### 第百十三条（鯨体処理状況の記載）

鯨体処理場設置者は、第四十六条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。

* 一  
  処理開始の日時
* 二  
  体長
* 三  
  性別
* 四  
  乳分泌の有無
* 五  
  胎児の性別及び体長
* 六  
  この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

##### ２

第五十条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

#### 第百十四条（鯨体処理状況報告書の提出）

鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

#### 第百十五条（鯨体処理場の廃止の届出）

鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

##### ２

前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。

#### 第百十六条（提出書類の経由機関）

この省令の規定により農林水産大臣に提出する書類であって次に掲げるものは、第一号から第十五号までに掲げるものにあっては住所地（二以上ある場合にあっては、主たる住所地）を、第十六号から第十八号までに掲げるものにあっては漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

* 一  
  遠洋底びき網漁業に関するもの
* 二  
  東シナ海はえ縄漁業に関するもの
* 三  
  大西洋等はえ縄等漁業に関するもの
* 四  
  太平洋底刺し網等漁業に関するもの
* 五  
  基地式捕鯨業に関するもの
* 六  
  母船式捕鯨業に関するもの
* 七  
  かじき等流し網漁業に関するもの
* 八  
  東シナ海等かじき等流し網漁業に関するもの
* 九  
  かつお・まぐろ漁業に関するもの
* 十  
  中型さけ・ます流し網漁業に関するもの
* 十一  
  北太平洋さんま漁業に関するもの
* 十二  
  ずわいがに漁業に関するもの
* 十三  
  日本海べにずわいがに漁業に関するもの
* 十四  
  いか釣り漁業に関するもの
* 十五  
  届出漁業に関するもの
* 十六  
  沖合底びき網漁業に関するもの
* 十七  
  以西底びき網漁業に関するもの
* 十八  
  大中型まき網漁業に関するもの

##### ２

第六章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

##### ３

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。

* 一  
  第十四条第一項の規定による資源管理の状況等の報告に関するもの
* 二  
  第二十五条第二項の規定による位置等の報告に関するもの
* 三  
  第四十二条又は第六十一条の規定による陸揚げ又は転載の届出に関するもの
* 四  
  第九十七条の規定による運搬船の届出に関するもの

## 第七章　罰則

#### 第百十七条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

* 一  
  第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条、第九十条、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者
* 二  
  第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反した者

##### ２

前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。  
ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

#### 第百十八条

第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

#### 第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

* 一  
  第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者
* 二  
  第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者
* 三  
  第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

#### 第百二十条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百十七条第一項、第百十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和三十八年二月一日から施行する。  
ただし、第六十一条、第六十四条、第六十九条、第七十三条及び第百条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定は、同年四月一日から施行する。

#### 第二条（中型機船底曳網漁業取締規則等の廃止）

次の省令は、廃止する。

#### 第十二条（母船式漁業の漁獲物等の輸送制限に関する経過措置）

この省令の施行の際現に旧母船式漁業取締規則第三十五条の規定により母船及び附属漁船以外の船舶によつてする製品又は漁獲物の輸送につきしている農林水産大臣の承認は、本則第二十九条の規定によりした母船及び独航船等以外の船舶による当該母船式漁業の漁獲物又はその製品の輸送に係る農林水産大臣の許可とみなす。

#### 第十三条（鯨体処理場の使用の許可に関する経過措置）

この省令の施行の際現に大型捕鯨業又は小型捕鯨業となつた切替指定漁業に係る旧法許可又は旧法起業認可を受けている者については、当該切替指定漁業に係るみなし許可の有効期間の満了日までは、本則第四十一条第一項又は第四十九条第一項の規定を適用しない。  
当該満了日以前に大型捕鯨業又は小型捕鯨業につき許可又は起業の認可（法第五十八条の二の規定による許可又は起業の認可その他当該許可又は起業の認可に係る許可又は起業の認可を除く。）を受ける者についても、同様とする。

#### 第十四条（旧省令による承認に関する経過措置）

附則第十一条及び第十二条に規定する場合のほか、旧省令の規定により農林水産大臣の承認を要した事項であつてこの省令の規定により農林水産大臣の許可を要するものについてこの省令の施行の際現に農林水産大臣がしている承認は、この省令の相当する規定によりした許可とみなす。

#### 第十六条（この省令の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用）

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第十七条（従前の例による事項についての罰則の適用）

附則第十一条の規定により従前の例によることとされる漁獲物又はその製品の陸揚げ又は転載に関する制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和三八年九月三〇日農林省令第五八号）

この省令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

# 附則（昭和三八年一二月七日農林省令第六九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第十一節の二を加える改正規定中第六十三条の三から第六十三条の五までに係る部分、第百六条第一項第一号の改正規定中第六十三条の四及び第六十三条の五に係る部分並びに第百八条第一号の改正規定は、昭和三十九年三月一日から施行する。

##### ７

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

##### ８

附則第五項の規定により改正前の省令第九十八条の規定の例によることとされる漁獲物又はその製品の陸揚げ又は転載に関する制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに対する罰則の適用については、省令第百八条の規定の例による。

# 附則（昭和三九年一〇月二一日農林省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一二月一五日農林省令第五六号）

##### １

この省令は、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。  
ただし、第三十九条第一項第三号及び第二項、第五十二条第四項、第五十三条、第五十四条並びに第八十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一二月一五日農林省令第五七号）

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

# 附則（昭和四一年二月一八日農林省令第二号）

この省令は、昭和四十一年二月二十五日から施行する。

# 附則（昭和四一年三月三〇日農林省令第一三号）

##### １

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四一年一〇月一日農林省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年二月一八日農林省令第二号）

この省令は、昭和四十二年二月二十五日から施行する。

# 附則（昭和四二年三月二八日農林省令第七号）

##### １

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

##### ３

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

##### ４

附則第二項の規定により従前の例によることとされる指定漁業についての制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四二年九月三〇日農林省令第四八号）

この省令は、昭和四十二年十月十五日から施行する。

# 附則（昭和四三年一月二五日農林省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第七条第三項を加える改正規定は、昭和四十三年五月二十四日から施行する。

# 附則（昭和四三年一二月二四日農林省令第七〇号）

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

# 附則（昭和四四年六月一七日農林省令第三八号）

この省令は、日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。

# 附則（昭和四五年三月三一日農林省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第八条の規定は、昭和四十五年四月二十日から施行する。

# 附則（昭和四五年一二月二六日農林省令第六六号）

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年二月二六日農林省令第八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四七年三月三一日農林省令第二〇号）

##### １

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

##### ３

この省令の施行の際現に指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者についての当該指定漁業の許可及び起業の認可並びに当該指定漁業についての制限（遠洋かつお・まぐろ漁業者が当該許可に係る船舶にする塗装に係るものを除く。）については、当該指定漁業の許可の有効期間の満了日までは、なお従前の例による。  
当該満了日以前に当該指定漁業の許可又は起業の認可（漁業法第五十八条の二の規定による許可又は起業の認可その他当該許可又は起業の認可に係る許可又は起業の認可を除く。）を受ける者についても、同様とする。

##### ４

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

##### ５

附則第三項の規定により従前の例によることとされる指定漁業についての制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四七年八月八日農林省令第五二号）

この省令は、昭和四十七年八月十八日から施行する。

# 附則（昭和四七年一〇月七日農林省令第五六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四八年二月一六日農林省令第九号）

この省令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

# 附則（昭和四九年一〇月三日農林省令第四三号）

この省令は、昭和四十九年十月十七日から施行する。

# 附則（昭和五一年一月一七日農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五一年四月五日農林省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五一年一二月一八日農林省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年三月七日農林省令第五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五二年七月一日農林省令第三三号）

##### １

この省令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五三年二月二日農林省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年五月三一日農林省令第四四号）

##### １

この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）

#### 第一条

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年二月二〇日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年六月二日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年九月一六日農林水産省令第三九号）

この省令は、昭和五十五年九月二十七日から施行する。

# 附則（昭和五七年四月二一日農林水産省令第一六号）

##### １

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

##### ２

近海かつお・まぐろ漁業者は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十三条の三第一項の規定にかかわらず、昭和五十七年十月三十一日までは、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に朱色で塗装した船舶を使用することができる。

##### ３

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五七年一二月一六日農林水産省令第五四号）

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年六月一一日農林水産省令第一七号）

この省令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第六十二号）の施行の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。

# 附則（昭和五九年三月一〇日農林水産省令第四号）

この省令は、昭和五十九年四月十五日から施行する。

# 附則（昭和六〇年七月三〇日農林水産省令第三七号）

この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年四月二〇日農林水産省令第九号）

##### １

この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十三条の三の表（二）海域の欄に掲げる海域を操業区域とする近海かつお・まぐろ漁業者は、同条の規定にかかわらず、昭和六十三年一月三十一日までは、当該許可に係る船舶の船橋を茶色で塗装した船舶を使用することができる。

##### ３

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成元年四月二六日農林水産省令第一九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二年二月二二日農林水産省令第二号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

# 附則（平成二年四月二五日農林水産省令第一七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成三年七月二三日農林水産省令第三五号）

##### １

この省令は、平成三年十月十六日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、改正前の第六十三条の四第二項の規定により農林水産大臣が行った許可で現にその効力を有するものは、改正後の第六十三条の三において準用する第六十三条の規定により農林水産大臣がした許可とみなす。

##### ３

この省令の施行の際、改正前の第六十三条の五で準用する第三十一条第四号の規定により農林水産大臣が行った許可で現にその効力を有するものは、改正後の第六十三条の三において準用する第六十二条又は第六十三条の規定により農林水産大臣がした許可とみなす。

##### ４

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成四年二月一八日農林水産省令第四号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

# 附則（平成四年四月一七日農林水産省令第一九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成五年四月一日農林水産省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

##### ３

平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

# 附則（平成五年四月一日農林水産省令第一五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ３

この省令の施行前にした前項の規定による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成六年八月二六日農林水産省令第五四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。

# 附則（平成六年九月三〇日農林水産省令第七〇号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

# 附則（平成九年四月二一日農林水産省令第三一号）

##### １

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成九年七月一五日農林水産省令第五二号）

この省令は、平成九年七月二十九日から施行する。

# 附則（平成一〇年七月一五日農林水産省令第六〇号）

この省令は、平成十年八月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年七月一六日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一月二一日農林水産省令第三号）

##### １

この省令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年一一月二七日農林水産省令第九五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一三年四月二〇日農林水産省令第九二号）

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第十一条の改正規定  
    
    
  公布の日
* 二  
  第九十条の七の次に二条を加える改正規定（第九十条の九に係る部分に限る。）及び第百六条第一項の改正規定（第九十条の九に係る部分に限る。）  
    
    
  平成十四年四月一日

# 附則（平成一三年七月三〇日農林水産省令第一一一号）

この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

# 附則（平成一三年九月二一日農林水産省令第一二四号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。  
ただし、別表第二大中型まき網漁業の項第一号カ及びタの改正規定は、平成十三年十月一日から施行する。

# 附則（平成一四年三月二七日農林水産省令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

#### 第二条（漁船の設備基準に関する経過措置）

漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令（平成十四年政令第一号。以下「改正令」という。）附則第二条の規定により近海かつお・まぐろ漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶並びに北太平洋さんま漁業に従事する船舶であって、この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新指定漁業省令」という。）第六条の漁船の設備基準に適合していないものは、この省令の施行の日以後船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）附則第四項に規定する修繕が行われるまでの間は、同条の漁船の設備基準に適合するものとみなす。

#### 第四条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一四年七月二五日農林水産省令第六六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

#### 第二条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一五年四月一七日農林水産省令第四一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成十五年八月一日から施行する。

#### 第二条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一五年一一月二〇日農林水産省令第一二四号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一日農林水産省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二大中型まき網漁業の項第一号カ及びタの改正規定  
    
    
  平成十六年三月三十一日
* 二  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（２６）から（２８）まで及び同（１４２）から（１４５）までの改正規定  
    
    
  平成十六年四月一日

# 附則（平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（９）から（１３）まで及び同号リ並びに同表以西底びき網漁業の項の改正規定  
    
    
  平成十六年八月一日
* 二  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１４５）から（１４７）まで並びに同（１７０）及び（１７１）の改正規定  
    
    
  平成十六年十月一日

# 附則（平成一六年一〇月一二日農林水産省令第七七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一六年一一月一日農林水産省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一日農林水産省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二大中型まき網漁業の項第一号ヌ及びルの改正規定  
    
    
  平成十七年一月一日
* 二  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（９）及び（１０）、同表大中型まき網漁業の項第一号ワ並びに同表いか釣り漁業の項第一号ロ（１）及び（２）の改正規定  
    
    
  平成十七年一月四日
* 三  
  別表第二大中型まき網漁業の項第一号カ及びタの改正規定  
    
    
  平成十七年一月十五日

# 附則（平成一七年三月一日農林水産省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１７０）から（１７２）まで及び大中型まき網漁業の項第一号ラの改正規定  
    
    
  平成十七年三月三日
* 二  
  別表第二いか釣り漁業の項第一号ロ（２６）の改正規定  
    
    
  平成十七年三月十四日
* 三  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（２０）及び（２１）並びに同号トの改正規定、同号チ及び同項第二号ム並びにいか釣り漁業の項第一号ロ（５）の改正規定（「島根県簸川郡大社町」を「島根県出雲市」に改める部分に限る。）並びに同（６）の改正規定  
    
    
  平成十七年三月二十二日
* 四  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１８）及び（４９）から（５４）までの改正規定、同号チの改正規定（「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。）、同項第二号ニの改正規定、同号ム及びいか釣り漁業の項第一号ロ（５）の改正規定（「福岡県宗像郡大島村」を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。）並びに同（２２）及び（２３）並びに同号ホ（９）の改正規定  
    
    
  平成十七年三月二十八日
* 五  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（４）及び（２２）の改正規定、同（２３）の改正規定（「島根県八束郡島根町」を「島根県松江市」に、「島根県八束郡美保関町」を「島根県松江市」に改める部分に限る。）、同（２４）の改正規定（「島根県八束郡美保関町」を「島根県松江市」に改める部分に限る。）並びに同（３０）、同項第二号ハ並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ヘ及びネの改正規定  
    
    
  平成十七年三月三十一日
* 六  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（２３）及び（２４）の改正規定（「兵庫県城崎郡香住町」を「兵庫県美方郡香美町」に改める部分に限る。）、同（２５）から（２７）まで、（１２１）、（１２２）及び（１５１）から（１５４）まで並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ヲ、同項第二号イ、同項第三号イ及び同項第四号カの改正規定  
    
    
  平成十七年四月一日

# 附則（平成一七年四月二八日農林水産省令第六八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二大中型まき網漁業の項第一号ソ及びツの改正規定  
    
    
  平成十七年五月一日
* 二  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１１２）並びに大中型まき網漁業の項第二号イ及び第三号イの改正規定  
    
    
  平成十七年六月六日
* 三  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（２）及び（３）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定  
    
    
  平成十七年七月一日

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年七月七日農林水産省令第八一号）

##### １

この省令は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
ただし、第四条の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

##### ２

大中型まき網漁業者、遠洋かつお・まぐろ漁業者又は近海かつお・まぐろ漁業者は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新令」という。）第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までは、この省令の施行の際現に当該漁業の許可を受けている船舶、この省令による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「旧令」という。）第三十二条第一項の規定により届け出ている運搬船又は旧令第三十三条第一項の規定により届け出ている火船若しくは魚探船であって新令第三十一条の三の規定による信号符字等を表示していないものを当該漁業に使用することができる。

##### ３

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年八月一日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年九月一日農林水産省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（５９）から（６１）まで、（１２０）、（１４４）及び（１４５）の改正規定、同（１４７）の改正規定（「度会郡南島町」を「同県度会郡南伊勢町」に改める部分に限る。）、同項第二号リ及び同表大中型まき網漁業の項第一号ヰの改正規定、同項第二号イ及び第三号イの改正規定（「同郡歌津町」を「同郡南三陸町」に改める部分に限る。）並びに同項第四号カの改正規定  
    
    
  平成十七年十月一日
* 二  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１４７）の改正規定（「同県北牟婁郡紀伊長島町」を「同県北牟婁郡紀北町」に改める部分に限る。）  
    
    
  平成十七年十月十一日
* 三  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（５）及び（６）並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ソ、ツ及びネの改正規定  
    
    
  平成十七年十一月七日
* 四  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１３２）の改正規定  
    
    
  平成十七年十二月五日
* 五  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１０７）及び（１０８）並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ウの改正規定並びに同項第二号イ及び第三号イの改正規定（「岩手県九戸郡種市町」を「岩手県九戸郡洋野町」に改める部分に限る。）  
    
    
  平成十八年一月一日

# 附則（平成一八年二月一日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（９５）から（９７）まで及び（１５５）並びに第二号タの改正規定  
    
    
  平成十八年三月一日
* 二  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（３０）の改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分に限る。）、同項第二号ロの改正規定、同号ニの改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分に限る。）及び同表大中型まき網漁業の項第一号ヘの改正規定  
    
    
  平成十八年三月三日
* 三  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第二号ルの改正規定（「常呂郡常呂町」を「北見市」に改める部分に限る。）及び同表いか釣り漁業の項第一号リ（１１）の改正規定  
    
    
  平成十八年三月五日
* 四  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（３０）の改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分を除く。）、同（３１）、（３２）、（１３３）及び（１３４）の改正規定、同（１６４）の改正規定（「窪川町」を「四万十町」に改める部分に限る。）、同（１６５）の改正規定、同項第二号ソの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分に限る。）、同号ツの改正規定、同項第三号ロの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分に限る。）、同表大中型まき網漁業の項第一号タの改正規定（「鹿児島県出水郡」の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分に限る。）並びに同項第五号の改正規定  
    
    
  平成十八年三月二十日
* 五  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（９）、（１０）及び（１３１）の改正規定、同表大中型まき網漁業の項第一号カの改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分を除く。）、同号ヨの改正規定並びに同号タの改正規定（「鹿児島県出水郡」の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分を除く。）  
    
    
  平成十八年三月二十七日
* 六  
  別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１１９）、（１４１）、（１４２）及び（１５８）の改正規定、同項第三号ロの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分を除く。）、同表大中型まき網漁業の項第一号ルの改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。）、同号ワの改正規定、同号カの改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。）、同項第二号イ及び第三号イの改正規定（「本吉郡唐桑町」を「気仙沼市」に、「同郡」を「同県本吉郡」に改める部分に限る。）並びに同項第四号カの改正規定（「宮城県本吉郡唐桑町」を「同県気仙沼市」に、「同郡」を「同県本吉郡」に改める部分に限る。）  
    
    
  平成十八年三月三十一日

# 附則（平成一八年三月三一日農林水産省令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 第二条（みなみまぐろの割当ての申請に関する経過措置）

この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第一項の割当てを受けようとする遠洋かつお・まぐろ漁業者に係る同条第三項の規定の適用については、平成十八年に限り、同項中「毎年三月一日」とあるのは、「平成十八年四月十五日」とする。

#### 第三条（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一八年七月六日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年一二月一四日農林水産省令第九一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一九年七月二五日農林水産省令第六四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

#### 第二条（陸揚げ又は転載の許可の申請に関する経過措置）

この省令の施行前に行われた改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十条の規定による漁獲物等の国外陸揚げ等の許可の申請は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十九条第一項及び第六十条第一項の許可の申請とみなす。

#### 第三条（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一九年一一月三〇日農林水産省令第八七号）

この省令中別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１６０）から（１６３）までの改正規定は平成二十年一月一日から、同表大中型まき網漁業の項第一号ネの改正規定は平成十九年十二月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月一九日農林水産省令第一四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前にした行為及び附則第十二条に規定する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第十二条

この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則によりなお従前の例によることとされた事項に係るこの省令の施行後にした行為並びに前条の規定によりなお処分が効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした当該処分に違反する行為に対する漁業取締り上行う農林水産大臣の処分については、附則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成二〇年七月二五日農林水産省令第五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

#### 第二条（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第三条（遠洋かつお・まぐろ漁業者に関する経過措置）

この省令の施行の際現に大西洋の海域（地中海の海域を含む。）においてくろまぐろを採捕する漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第八号の遠洋かつお・まぐろ漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業については、平成二十一年七月三十一日までは、第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条の三及び第九十一条の四の規定は、適用しない。

# 附則（平成二一年七月二二日農林水産省令第四八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

#### 第二条（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二二年三月二三日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年七月二八日農林水産省令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

#### 第二条（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二二年一二月二七日農林水産省令第六四号）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

# 附則（平成二三年七月一一日農林水産省令第四五号）

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月一五日農林水産省令第六四号）

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

# 附則（平成二四年三月二六日農林水産省令第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

#### 第二条（陸揚港の変更の許可の申請に関する経過措置）

この省令の施行の際現に改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第三項（同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされている陸揚港の変更の許可の申請は、改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第二項（同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた変更の届出とみなす。

#### 第三条（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二四年六月五日農林水産省令第三五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年六月七日から施行する。  
ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第一号の次に一号を加える改正規定及び同表近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定並びに第二条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附則（平成二五年三月二九日農林水産省令第二一号）

##### １

この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航海中である大中型まき網漁業につき漁業法第五十二条第一項の許可を受けた者については、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十八条第一項の規定は、当該航海の終了の時から適用し、当該航海の終了前は、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二五年七月三一日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。

# 附則（平成二五年九月一三日農林水産省令第六三号）

この省令は、平成二十五年九月十四日から施行する。

# 附則（平成二六年六月二七日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項及び近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

# 附則（平成二六年八月一三日農林水産省令第四五号）

この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

# 附則（平成二六年一〇月一日農林水産省令第五三号）

##### １

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

# 附則（平成二六年一〇月八日農林水産省令第五五号）

##### １

この省令は、平成二十六年十月八日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二六年一二月一八日農林水産省令第七一号）

##### １

この省令は、平成二十七年三月三日から施行する。  
ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十三条及び第十四条の改正規定並びに第二条中特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十二条の二及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の漁業法第五十二条第一項に基づく沖合底びき網漁業の許可を受けている船舶であって、その推進機関の出力が漁業法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の漁業法第四十一条第五号の農林水産大臣の定める基準において定められている最高限度を超えているものについては、当分の間、当該出力を当該船舶に係る同号の最高限度とみなす。  
ただし、当該船舶の推進機関を新たな推進機関と交換する場合は、この限りでない。

##### ３

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年九月九日農林水産省令第六九号）

この省令は、平成二十七年九月十日から施行する。

# 附則（平成二八年五月一九日農林水産省令第三八号）

この省令は、平成二十八年六月四日から施行する。  
ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月二二日農林水産省令第七八号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

# 附則（平成二九年六月七日農林水産省令第三三号）

##### １

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二九年六月一二日農林水産省令第三四号）

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。  
ただし、別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（１５０）の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年九月一二日農林水産省令第五三号）

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年一二月二二日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年六月二九日農林水産省令第四一号）

##### １

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。  
ただし、別表第四中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域の項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成三一年三月一二日農林水産省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月一九日農林水産省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。  
ただし、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第八十三条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかった場合は、当該許可はその効力を失う。

#### 第三条（準備行為）

この省令の施行の日以降に営もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。

#### 第四条（罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（令和元年七月一八日農林水産省令第一七号）

この省令は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

# 附則（令和元年一〇月九日農林水産省令第三八号）

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。

# 附則（令和二年七月八日農林水産省令第四八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

#### 第二条（漁獲量の制限等に関する経過措置）

この省令による改正前の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十一条の三及び第九十一条の四の規定は、これらの規定に係る水産動植物が改正法第一条の規定による改正後の漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。  
この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（令和二年一〇月二〇日農林水産省令第七三号）

##### １

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

# 附則（令和二年一一月二五日農林水産省令第七八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第十七号）は、廃止する。

* １  
  表示様式の欄中「何」とあるのは，沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業にあつては漁業根拠地（２以上ある場合には，主たる漁業根拠地），その他の指定漁業にあつては住所地（２以上ある場合には，主たる住所地）のある都道府県名の漢字の頭字（他の都道府県名と混同するおそれのあるときは，頭字及び次字）とすること。  
  ２  
    
    
  各文字及び数字は，次により明瞭に表示すること。  
  （１）  
    
    
  総トン数２００トン以上の船舶を使用する遠洋底びき網漁業の場合にあつては，大きさは３０センチメートル大以上，太さは６センチメートル以上，間隔は８センチメートル以上とする。  
  （２）  
    
    
  その他の場合にあつては，大きさは１５センチメートル大以上，太さは３センチメートル以上，間隔は４センチメートル以上とする。